

平成 27 年度第 2 回いじめ対策審議会（議事概要）

1 日 時 平成 28 年 2 月 16 日（火） 15:00～17:00

2 場 所 兵庫県民会館 7 階 亀

3 出席者 (1) 委員 7 名

(2) 県教育委員会、知事部局 13 名

4 会議の概要

(1) 心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」について

(2) 私立学校の取組について

(3) 青少年課の取組について

事務局から報告後、意見交換。

(4) 平成 28 年度いじめ防止対策関連施策（予定）の概要について

事務局から報告後、意見交換。

5 発言要旨

(1) 心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」について

(2) 私立学校の取組について

(3) 青少年課の取組について

○ 心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」について

【事務局】

- ・本プログラムの普及のため、若い世代のミドルリーダーに対して、研修を通じて、趣旨、活用方法等を解説した。また、出前研修では 23 機関 894 名の教員が受講した。さらに、県教育委員会発行の月刊『兵庫教育』において本プログラムの紹介をした。
- ・プログラムの充実に向けた聞き取り調査について、いじめのきっかけや予兆、身に付けたい資質能力等に関して教員・学生を対象とした聞き取りの追調査を行った。新たに男性 25 名、女性 22 名に対して実施したが、平成 25 年度と同様の結果が得られた。
- ・プログラムの改善等に向けた調査では、教諭 21 名から聞き取りをした。いただいた意見に対して 5 つの授業プランの追加やウェブ・ページへの掲載等の対応を行う。
- ・「学校がプログラム活用時に活かせる『実態調査アンケート(仮)』の作成」について、現在最終調整をしている。プログラムを実施する際の授業プランの選択に利用していただきたい。
- ・「iii」平成 28 年度の研究実施案については、普及に向けた研修プログラムを引き続き実施する。また、授業プログラムの追加などに取り組み、教師用の補助資料についても作成する予定である。
- ・児童生徒の自殺予防に向けた取組として、平成 28 年度自殺予防に関する初任者研修の実施と、自殺予防に生かせる授業プランの作成委員会を設置し、授業プランを提供する予定である。

○ 私立学校の取組について

【事務局】

- ・平成 26 年度は人権教育研究協議会でインターネット関係の研修を実施した。学警合同会議では各校の生徒指導担当教員と警察関係者とが当面の課題について協議した。
- ・平成 27 年度は人権教育研究協議会でネット上の人権保護をテーマに研修を実施した。県は、私学総連合会の人権教育全般の取組について補助を行っている。
- ・スマートフォンや携帯電話の生徒の利用については、学校指定の携帯電話を各生徒に持たせ、十分なセキュリティをかけた状態で使用させている学校もある。一方、正しい使い方をさせるため、生徒同士で利用方法を話し合っていていくという学校もある。

○ 青少年課の取組について

【事務局】

- ・昨年度から青少年本部が「青少年のネットトラブル未然防止大作戦」の一環として「スマホサミット in ひょうご」（以下、スマホサミット）という取組を始めている。昨年12月19日に県公館で行い、約350名が集まり、先進的な取組を行っている学校に発表していただいた。また、「ケータイ・スマホアンケート」の結果報告と中高生等による公開討論会を実施した。アンケートは小中高校生3,000名に対して実施し、ネット依存の割合が全体で6.4%、高校生に至っては8.3%で1クラスに3人くらいはネット依存の傾向があるという結果が出た。
- ・スマホサミットの最後にはワークショップとスマホ宣言を行った。「現実から逃げる時間はほどほどに」など4つの宣言を採択し、これらを様々な場面でPRしていくこととした。
- ・青少年愛護条例の改正について、アンケート調査では、体力低下や睡眠障害などスマホ依存が深刻な問題であるという結果が出た。その対策として条例改正に踏み切った。
- ・子供たちが自分たちで利用ルールづくりをすることが有効であると考え、学校、県民、事業者、保護者等が青少年のインターネットの利用に関する基準づくりを支援することを義務付ける内容となっている。基準づくりについては、利用時間と利用方法に関する2つの項目を入れるようにしている。この条例改正は2月県議会で上程の予定である。
- ・県教育委員会は情報モラル教育を行い、県警は防犯教室を開催している。青少年本部はスマホサミットなどの開催やPTAに対する親子学習会を支援している。また、独自にスマホ教室を開催している事業者もある。さらに、現在、利用時間制限アプリを開発し、啓発を進めている。

【委員】

- ・開発したソフトはどのような仕組みか。どのような制限のかけ方をしているか。

【事務局】

- ・制限ができるのはアンドロイドのみである。アプリケーションをインストールすると何時から何時までと設定できる仕組みとなっている。最初に親が設定し、子供が使用するということだ。

(4) 平成28年度いじめ防止対策関連施策(予定)の概要について

【事務局】

- ・平成28年度はいじめ防止関連施策は、重大事態に至らないようにするための未然防止や早期発見の施策となっている。「いじめ未然防止プログラムの普及と実践」については、普及と実践に加えて児童生徒の自殺予防に向けた取組についても研修の実施や授業プランの開発を行う。
- ・「スクールカウンセラー（SC）の配置事業」は、中学校については平成27年度と同様に全校配置、小学校は平成27年度より7校増やし、120校に配置する。高等学校は、引き続き週1回程度キャンパスカウンセラー（CC）を配置する。
- ・「市町スクールソーシャルワーカー（SSW）配置補助事業」は、各市町にSSWの配置を促進する補助事業である。来年度の配置校数は、政令指定都市・中核市を除く37市町72中学校区を予定しており、経費は県が1/3を補助する。平成31年度までに全中学校区に配置することを目指している。また、各教育事務所に配置している学校支援チームのSSWを県立学校でも活用することを予定している。
- ・「情報モラル教育推進事業」については、情報教育研修会を開催し、自主的な取組事例を紹介する。また、高校新1年生の保護者への啓発リーフレットを作成・配布する。

【事務局】

- ・「青少年のインターネット依存防止対策」として、5万人分のリーフレットを作成し、事業者や県民局にも配布し、啓発事業に使っていただく。

- ・「インターネット利用に関する基準づくりの支援事業」では、学習会や保護者配布のリーフレットの作成など、ルールづくりを支援してもらう事業について、全小学校 758 校に 1 校あたり 3 万円の補助金を出す。

【委員】

- ・学校支援チームの S S W を高校で活用できるということか。

【事務局】

- ・高校進学率が 98% 以上となっている。高校生になっても引き続き相談・支援してもらう必要があると考えている。

【委員】

- ・S S W の人材育成はどう考えているか。

【事務局】

- ・現在の学校支援チームの S S W はスーパーバイザーを年 2 回招いて指導を受けている。社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている人は少ないが、原則このような方をお願いしたい。

【委員】

- ・S S W として教員 O B をそのままあてはめる場合が多い。この点について聞きたい。また、スーパーバイザーとなる中核的な人材をどう育成していくのか。

【事務局】

- ・教員 O B については、生徒指導の経験が豊富で、S S W のない時代から福祉関係部局や警察とつながって活躍した実績のある方ならいいのではないかと考えている。
- ・スーパーバイザーとしての役割については、まだスタートの段階である。教育事務所の S S W に力をつけていただき、スーパーバイザー的な人材になっていただきたい。

【委員】

- ・S S W の配置と小中連携の問題をどのようにあわせもって対応していくつもりか。また、先程全中学校区に配置すると報告されたが、実現の可能性について教えて欲しい。

【事務局】

- ・S C はもともと拠点校配置であったので、兵庫県は生徒指導における小中連携は進んでいる。
- ・すでに 13 市町で 26 名の S S W が置かれている。各市町から S S W の配置に係る補助を求める強い要望に応えるものである。全市町が配置できるのかということについては、子供のために各市町に働きかけていかなければならないと考えている。

【委員】

- ・ネット依存対策について、小学生の段階から対応する必要があると感じている。小学生のスマホ・携帯の所持率が急激に高まっており、小学校の段階からいじめを含めてネット依存にどう対応していくかは大きな問題である。
- ・具体的にはどうするのか。小学校はどのくらいルールづくりをしているのか。小中連携や小中高の連携を考えると、校区の中学校でつくったルールを生徒会と児童会が連携しながらやっていくとか、中学生や高校生が子供同士でルールづくりに参画していくようなものがあるのではないかと考えている。

【事務局】

- ・昨年とったアンケートによると、ルールづくりがなされている小学校は 758 校中 193 校である。
- ・今回の条例改正は、P T A でも市町であっても地域であっても、どこが主体となってルールをつくってもよいことになっている。
- ・P T A も交え、子供にとって何が一番必要かを学習し、守れるルールをつくる形をとりたい。予算は市町が 1/2、県が 1/2 である。市町の状況を確認しながら有効な方法を考えているところだ。

【委員】

- ・内閣府の調査では、フィルタリングの加入率が低くなっている。加入していない子供も多くいる。店舗での説明もなかったと聞くことがある。取組が浸透しなければならない。
- ・PTA協議会も学習会の実施やいじめ防止標語コンテストを開催している。チラシを貼ったり、渡したりするだけでなく、青少年課と一緒に取り組むことも大切である。意識させることをしなければならない。
- ・まだまだいじめが顕在化していないものがあるのではないか。この1年間でも大きないじめがあった。社会全体で取り組みながら、保護者も学校も連携できる形が考えられないか思案中である。
- ・啓発活動に関しては、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会というところが新たな動きをしている。PTAや保護者は積極的に学習会に取り組んでいるが、追いつけられないスピードで進化しているので、社会からしっかりと発信することが大切だ。

【事務局】

- ・平成21年にフィルタリングの義務化を条例化した。それ以降、事業者に対し、アンケートでフィルタリング率をとっている。昨年は50.8%だった。率は向上している。事業者も含めて、インターネットトラブル防止の推進会議を開催している。事業者も頑張っている。

【委員】

- ・アンケートによると、フィルタリングをしていない人たちは「インターネット機能をつけていないから入っていない」や「子供を信頼している」という回答が圧倒的に多かった。

【事務局】

- ・インターネットを通じて起こってくる事柄が日頃の子供たちの人間関係と密接に絡むことが多いことを先生方や保護者に啓発する必要がある。
- ・教育委員会はそのような研修にも力を入れていただきたい。フィルタリングに関しては今の技術進歩から追いつかなくなっている。教員は、そういう子供たちの現実を認識しなければならない。

【委員】

- ・管理職に対する研修が必要である。今年度は、いじめに特化した研修や重大事態を踏まえての管理職研修を実施したのか。

【事務局】

- ・市町の場合、そのような事案に対する管理職の校長研修や生徒指導関係の研修がある。平素からいじめの問題はどの学校でも起こり得ることを踏まえて研修を行っているという報告を受けている。
- ・当課では、県の中学校長会総会でいじめについて話している。地区別の管理職研修や地区別学校経営研究協議会でも研修を行っている。

【事務局】

- ・一般研修では、SNSの対応やいじめ未然防止の研修を行っている。ミドルリーダー対象の学校経営講座では、いじめ未然防止プログラムについての研修を行っている。
- ・校長に対しては、校長協会の生徒指導委員会が各地区の生徒指導協議会での活動を踏まえ、総会で報告・発表している。

○全体協議

【委員】

- ・昨年のデータでは重大事態は2件だった。いじめの実態調査を見ていると2件どころではないのではないかと思う。どう対処しながら、最悪の事態に至ることをカットしていくかが大切だ。そのために調査を行う。調査の目的そのものが再発防止であり、重大事態に至らないためにどう施策をうつかに繋がる。
- ・全体からうまく情報を吸い上げつつ、県全体として施策をうつ。重大事態にカウントされないものを調査からどうやって吸い上げるかがいじめ防止に対する一つの柱になる。

- ・また、それは認知率に関わることである。学校の気づきの力が小さければ、未然防止をしても効果を出さない。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で各項目を見てみると、兵庫県は全体として力をいれなければならないところがあるような気がする。

【事務局】

- ・いじめ防止対策推進法（以下、法律）の条文には、いじめの定義について書かれているが、学校の教員は卑怯な行為をしたらいじめだという認識があると思う。
- ・法律の定義に従い、報告としてはあげてもらい、認知件数が多いこと自体が悪いことではないと伝えなければならないと中学校長会でも伝えた。教員は見極めながら、より適切な認知をする必要があると考えている。

【事務局】

- ・県立高校では、第1回審議会を受けて、全県の校長会や生徒指導協議会で、些細なものであってもあげてもらい、それに対して適切に対処するよう伝えた。全校に周知した前後であまり認知件数に変わりはないが、言い続ける必要があると考えている。

【委員】

- ・学校はいろいろな生徒を抱えている。発達障害の疑いのある生徒もおり、機械的に単純なあげ方はできない。現場としては難しい部分もあるので、その部分をご理解いただきたい。

【委員】

- ・兵庫県は近畿地方の他の府県と比べて認知件数が少ない。法律ができ、定義が変わった。通常いじめであると認識しているいじめより裾野がもっと広がった。現在の定義では、いじめの構成要件に継続性や故意性は入っていない。いじめの判断はこれらを勘案し、指導することである。
- ・法律は広げすぎているという認識はある。一生懸命やっても、それでもカバーできないと思う。状況に合わせて指導するのが現場である。教育的指導と行政的措置は並行して走りながら、微妙に区分けは可能な仕組みになっている法律だろうと解釈している。
- ・教員の気づきの力があまりにも低いのではないか。現場の危機意識、特に管理職の危機意識が非常に低い。教育全般の行政から考えれば、いじめは端っこにある。しかし、何か起こったら、最優先事項となる。
- ・管理職研修でこのようなことを申し上げると、ちょっと気を引き締めてもう一度見直さなければならぬと思うってくれる。管理職がしっかりしていないといけない。最近では認識が低い管理職もいる。教育委員会もそういう管理職もいると認識して対応してもらいたい。

【委員】

- ・教育的指導と行政的措置はイコールではない。行政的措置がどういうものかを知っておかないと危険である。
- ・ある市でフォーラムを行った。中学生が主体となった会だった。しかし、「自分たちの学校のいじめ防止基本方針を読んだことがあるか」と聞いたら、「存在を知りませんでした」と答えた。「いじめ防止対策推進法を知っているか」を聞いたら、一人も知らなかった。これは教員の姿勢が反映されていると考えられる。
- ・教員研修でいじめ防止対策推進法を知っているか、自校の基本方針の内容を把握しているかと聞いても、読んでいないとか知らないと答える先生も少なくない。このようなところに危機意識が薄れてきた危険性を感じる。

【委員】

- ・現場の先生に自校の基本方針を知っているか、校内組織の委員を知っているかなどチェックシートで確認しているところもある。典型的な取組は東京都の取組である。保護者や地域の人もそうである。知らなければそこで止まってしまう。

- ・日頃の教育活動で基本方針をどう生かすかを考えたことがありますか、教科の中ではどうですかといったチェックをしているところがある。このようなチェックシートは若干の効果はある。これによって、教員の意識を啓発したり、意識化していくことが必要である。

【事務局】

- ・本県では、学校いじめ防止基本方針をつくる時に生徒会の意見を聞いてつくっているということとを自負していたが、生徒や教員が当時と替わっている。助言を生かしていきたい。

【委員】

- ・震災後も兵庫県は仲間づくりに力をいれてこられた。いじめをしている人がいないかという調査も大切だが、仲間づくりの取組を忘れないでほしい。
- ・絆をキーワードにして東北に行っているが、仲間がいて、知ってくれる人がいて、その人のそばにいて耐えられたことも震災を経験した兵庫県だからこそ忘れてはいけない。
- ・学校の先生も一人一人の生徒を見ながらやっておられる。兵庫県が経験したように、訴える仲間や見てくれる仲間がいることでいじめが防止できるのではないか。

【委員】

- ・教育の基本は、昔から「己の欲せざることを他人に施すことなかれ」だった。いじめ対策にとどまらず、基本が大切だ。自分がされて嫌なことはしないということはどう伝えるかだ。
- ・自殺の問題もある。非常に難しい問題である。予防するのは非常に難しい。親が気づかないのに、先生が気づけるのか。学校が開き直っていいと言っている訳ではないが、困難であることを押さえておくべきだ。
- ・発達障害のある場合では、お互いが理解していると思っても意志疎通がとれていないことがよくある。
- ・大人は鬱病での自殺が多い。鬱病にかかっている人は正常な判断ができにくい。客観的に見れば、自死を選ぶほどではないが、当人は分からない。死ぬしかないと本人は考えてしまう。認知のひずみがある。こちらが考えていることとは違うことを考えていることを知っておく必要がある。

【委員】

- ・要件を絞っていない法律であるために現場に苦勞をかけている可能性があることを認識した。いじめの要件は簡単だが、気持ちや、どう感じているかにより、いじめになってしまうことを含んでいる法律である。教員がいじめかどうかを判断するのに迷われるのではないかと思う。
- ・虐待のケース会議に参加しているが、虐待の場合は匿名の通知を受けるだけでも調査する。神戸市では800件を超える疑い事例がある。どういうふう事例を拾うかである。教員はいじめ対応だけをしているわけではない。間口を広げると、いじめなのかどうかの判断に時間がかかる。
- ・SCが全校配置なので、活用を検討する。いじめの疑い事例も調査すれば何もしていないことにはならない。虐待の疑いのある場合でも、結果として虐待なしのもの、指導なしで終わるもの、指導助言で終わるもの、指導するものなど調査結果は様々である。いじめの調査においてもそれぞれの事例に応じて学校において調査・検討を行い対応すればいいのではないか。

【事務局】

- ・調査が完結していないといじめと言えないのであれば、いじめと判別するにはかなりの時間がかかる。その間にいろいろな事件などが起こったり、いじめがエスカレートする。そのために、疑わしい段階で対応しなさいとなっている。最初にいじめかどうかを判断せず、対応して組織でしっかりと判定しなさいということである。
- ・実際、加害者と被害者の両方に言うのかどうかは組織としていろいろな判断がある。それもカウントして報告はあげる。実際に措置をどうするかは学校の裁量権である。両方に言うことがかえって弊害があるということを組織として記録しておけば教育的、行政的な措置として瑕疵はない。その判断の根拠をしっかりと持つておくことが必要である。管理職がしっかりと行政措置と

法的なならみを心得てほしい。対応チームの長は管理職になっているのだから管理職研修が必要ではないか。教育指導的観点と行政的措置が曖昧になっていることに一つの課題がある。

【事務局】

- ・学校としては判定の段階でいじめをあげてしまう。判定する前の段階であげるということを周知しなければならない。認知の方法について今後周知していきたい。

【委員】

- ・学校いじめ防止基本方針等についてPTA会長でも知らない人が増えている。策定時に関わったかどうかもあるし、人が替わっていつているというのも理由だと思う。
- ・学校のホームページで基本方針を見つけにくい学校がある。閲覧数のチェックも必要ではないか。もっといろいろな広報の仕方がある。
- ・行財政県民会議に出席していたが、「人口減」についての議論があった。学生時代にいじめがあったとしても、交友関係があったり、地域とつながっている意識があれば、地域から離れないと思う。

【委員】

- ・学校いじめ防止基本方針は年度当初の職員会議で配布し、PTA総会で説明している。また、学校評価の項目に入れている。管理職として関係機関に顔を出し、連携を深める努力もしている。今後は、校内研修をしっかりと行っていきたい。

【委員】

- ・平成28年度いじめ防止対策関連施策でSCやSSWが入っている。学校の先生も忙しい。だからこそ、外部の専門性を活用してほしい。自分一人で抱えるのは厳しい。そのための組織ができたのだから、組織にあげて、みんなで取り組もうということである。そのような発想にならないと自分で自分の首をしめているような気がする。
- ・法律によって被害者が守られているということをお子に伝えるべきである。法律によって守られるという意識が薄い。そのことを、子供自身や先生自身も共有する必要がある。
- ・大事なことは、目の前にいじめであろうがなかろうが、苦しんで辛い思いをしている子供がいたり、加害行為をせざるを得ない子供がいたりするという事象があるということであり、それに向き合うことである。

【委員】

- ・解消率が評価の対象になってきている。解消率が9割とか8割以上となっている。そこに懸念を感じる。カウントカテゴリーに解消と見守りがあるが、兵庫県はどうなっているか。

【事務局】

- ・「解消している」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」の2つある。「解消」というのは、被害者が不安を持たずに学校に行くことができる段階であると考えている。生徒同士または保護者同士が会って、謝ったり、誓い合ったりするのは「一定の解消」である。

【委員】

- ・精神的なトラウマとまではいかななくてもいろいろな傷を負う。それが回復してはじめて「解消」となる。謝罪したら終わりとならないように指導してほしい。

○ 閉会

【委員】

- ・学校と地域の双方が連携しながら学校が一つの教育を基盤にし、地域づくりをやる。その一環としていじめを位置づけていただきたい。そうしないと、単なるリスク管理で終わってしまう。
- ・引き続き、より一層ご尽力いただきたい。3年目にして課題が出てきた。これらの課題にどう向き合うかが次年度の方策になっていくと思う。